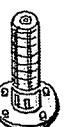


現代医療と伝統的死生観

人格概念の吟味

加藤尚武



一、ヴァイタリズムからQOへ

バイオエシックスの文献で、ときおり「ヴァイタリズム」(vitalism)という言葉を見かける。英和辞典には「活力説」という訳語が出ている。生命体の内部には機械力とは根本的に違う「活力」が存在していて、有機体に自律的な調和を作り出すという観念のことである。ところが最近の文献では、「活力説」では誤訳になる用例の方が多い。

むしろ「生命至上主義」と訳さなくてはならない。「医

敗の開始まで延命をこころみるべきである。人間として生を受けたものすべての命を、いかなる条件、状況においても、いかなる犠牲を払っても、一秒でも長く延命すべきであるという観念を、「ヴァイタリズム」というのである。

絶対延命主義が活力説から発生すると考えれば、古い意味の「ヴァイタリズム」が、新しい意味の「ヴァイタリズム」に転化した事情がのみこめる。人間個人の身体の中には、物質的な存在に還元することのできない活力素が存在する。これは神祕的な存在であって、認識、操作の対象となりえない。しかし、この聖域をなす活力素を持つものとして、個人の生命は絶対的に尊重されなければならないという観念が、新旧二つの意味に共通の「ヴァイタリズム」である。

「ヴァイタリズム」は人間の生命に関する、もっとも基本的な態度、常識なのであり、伝統的死生観から必然的に生まれる医療の基本原理である。「もし、このヴァイタリズムの原則をいささかでも限定したり、部分的に否認したりするならば、そのとき人は〈殺す〉という」

療と看護の究極目的は患者の生物学的な生命を可能な限り延長するということにある」という観念である。「絶対的延命主義」という立場である。「ヴァイタリズム」のさまざまな形を、描き出して見よう。1. 人工妊娠中絶は禁止されねばならない。2. 早産児の治療には全力を尽くし、治療の結果、重度の障害児が生き残る結果になつても、延命をはからなくてはならない。3. 回復の見込みのない患者が、極度の痛みのために精神異常となるほどになつても、安楽死は認められない。4. 脳死状態にある人は、可能な限り栄養と酸素を補給し、細胞腐

とを、なんらかの意味で正当化しているのだ」という主張も正しい。脳死者から臓器を取り出すことも、ヴァイタリズムの観点からみれば「殺す」ことである。

ヴァイタリズムにたいする否認の動きとして、代表的な五つの形態を挙げておく。

1. 人口妊娠中絶の正当化。まだ人格とはいえない、たんなる生命体にたいして、人格としての母は決定権を行使してよいという「親の自己決定権」に基づく主張である。

2. 重度障害新生児の安楽死の正当化。すべてのヒトとしての生命体を絶対的に延命する費用の負担に文明社会は耐えられないし、延命のための費用を公共的に負担すべき理由はないという功利主義的主張。

3. 患者当人の自己決定に基づく安楽死の執行を医師が行うことの正当化。主として末期癌の患者が、極度の苦痛を回避する唯一の手段として安楽死を希望したとき、医師はその希望に応じてもよいという主張である。この考え方の背後には、非常に苦痛が多く回復の見込みのない延命は無意味だという思想、つまり苦痛の回避とい

う否定形をとった快楽主義がある。

4. 尊厳死の要求の正当化。機械による人工的な延命は「神の意志」に背く人間のおごりであるという宗教的ないしは「自然的な死」を求める自然主義的な主張。両者を総合して伝統主義的な主張から生まれてきている。

5. 脳死者からの臓器摘出の正当化。機械によってサポートされているとはいっても、呼吸、心臓の鼓動、体温のある身体から臓器を摘出するのであるから、臓器の提供者にもしも百万分の一の回復の可能性があつたとしても、摘出によって、いわば「とどめを刺される」形になる。すでに実質的に死者であるものの延命を避けるといふ尊厳死の思想と、他の患者の生命を救うという功利主義とが多くの場合に正当化の理由になる。

これら五つの形態で、思想的な背景はそれぞれに異なつてはいても、「ヴァイタリズムから生命の質へ」という時代の流れが存在する」とは確かである。生命の尊重は絶対的な延命と人口の増大という「量の時代」から、いかに生きるかという「生命の質」(quality of life = QOL)を重視する時代に変わっていく。

う究極の原則に背く」とになるのではないか、といふことがある。すなわち、母体となる人の自己決定とか、生命維持の費用に関する功利主義とか、反ヴァイタリズム的な措置の正当化理由として、どの様な理由が挙げられるにせよ、その理由が「生存権の尊重」という原則の上位に置かれることのが、ありうるか、という問題である。アメリカを中心として、医学と倫理に関して最近十年間ほどで急速に論文・著作の数を増大させている領域が、バイオエシックスであるが、上の問題にバイオエシックスは、いわば正面突破とでも言つべき明確な解答を用意している。

二、人格概念の限定と対応能力(competence)

結論からいうと、問題となつた事例で「生存権の否定・蹂躪はなりたたない」というものである。つまり、人工妊娠中絶も新生児安楽死も脳死者からの臓器摘出も生存権を否定することにならない。言葉を換えれば、それらの反ヴァイタリズム的措置は生存権を否定しない範囲で容認される。なぜならば「胎児と新生児にはまだ生存権

しかし、この転換には、法的、倫理的に正当化できないのではないかという疑いがつきまとつ。たとえば既に誕生してしまつてある新生児にたいして、致死量のモルヒネを注射するという行為が許されるとしたら、人類がその文化の発生いらし守つてきた原則が否定されるのではないか。「死は決して避けられないものとして受け入れなさい。殺は決して犯してはならないものとして、遠ざけなさい」というのが、あらゆる文化の共通の原則だつたのではないだろうか。ユダヤ・キリスト教の伝統においては、「罪なきものの血を流してはならない」という形をとる。つまり「死の受容、殺の禁止」という原則に、罪に対する処罰という第三の項目を付加した形になつてゐる。もちろん人工妊娠中絶、新生児安楽死、成人安楽死、尊厳死、脳死者からの臓器摘出といった反ヴァイタリズム的な措置は、いずれもその対象となる人の罪を問うような事例ではない。

根本問題の一つは、ある個体の生存可能性を無限に追求するという主体的な態度を、明確な意志と公認された基準とに従つて否定するとき、個人の生存権の尊重とい

がない」「脳死者にはもはや生存権がない」からである。生存権をもつヒト(human生物体としての人間)を人格(person)といふ。胎児や脳死者は人格ではない。人格とは責任能力をもつ主体のことである。

「人格について語られるのは、ひとが正当な理由で賞罰を下すことができる、道德生活の核心部で、ある役割を演じるような存在を同定するためである。そうした存在が道德に関する議論に参加しうるためには、彼らが自分自身について反省することが必要だろう。それゆえ彼らは自己を意識しているのでなければならない。道德共同体の可能性を思い浮かべるためには、自分や他人についての行為規則を考える」とがやむ、すなわち理性的な存在者である必要があるう。(H. T. Engelhardt, Jr. The Foundations of Bioethics, p. 107) 道徳的判断能力をもつ自己意識的理性的存在者というのが「人格」の定義である。要するにまともな判断力をもつた人間のことである。

それはしばしば「対応能力」(competence)という言葉でも表現される。この言葉が「人格としての能力」とほとんど同じ意味でつかわれる。(実際の用例としては、ほ

とんどが形容詞形の *competent* であるが)独特なニュアンスをもつてゐるので、この言葉の語感や意味の含みについて知つておく必要がある。たとえば、法廷で証人に立つときには、その適格性(*competence*)が問われる。知能や精神の正常であることだけでなく、被告にたいする特別の利害の有無だとか、さまざまな条件が考えられる。英語を教える、ピアノをひくというような作業では「十分な能力がある」という意味で使われる。

最近の用例で興味深いのは「大人の母国語の話手が自然に使いこなせる抽象的な水準に属する言語知識」という意味での用法である。言語的に応答する能力の水準という意味になる。その水準に達するか否かが問題になるという意味構造をもつてゐる。この言葉の語源が「競争する」を意味する *compete* にあつたことからわかるように、競争、対抗する能力である。「張り合う」とか「匹敵する」とかの意味が含みこまれている。ここには、「ある水準に到達していないと、他のひとに匹敵できない」という含みがある。

教育用語として「学力水準保障教育」(competency - based

き、知能の発達したチンパンジーを実験者が誤つて殺害したときよりも罪が軽いということにならないだろうか。強度のボケ老人の身体を移植用に自由に利用してよいということにならないだろうか。道徳的な応答、責任の能力の有無で、人格が否かを決定する尺度にするというのが、バイオエシックスの主流をなす考え方である。しかし、人格の範囲からもれた乳児、幼児、老衰者に生存権を認めないというのは、危険な観念の枠組みになるので、エンゲルハートは対応能力を現に所有している「厳密な意味での人格」と、その人格の保護等のために社会的に生存権を与えられた「社会的な意味での人格」とを分けて設定している。

バイオエシックスで主流をなす人格概念を次のように要約しておきたい。

- ①生物としてのヒトの生命と、人格の生命とは異なる。(生物学的の生命は授精とともに始まり死後にも続く。たとえば、死後に出産する婦人があり、死後に精液を採取して人工授精することも可能である。生殖能力の存在を成熟個体の判定基準とする立場では、普通の意味での死後にも生命がある)

「人格は、自分自身と自分の関心事を、自分自身の言葉で表現することができます。しかし、人格でない有機体の場合には他の人々が彼らのために選択してやらなければならない。対応能力をそなえた成人の患者は、自分にとつての負担や利益の序列を自分ひとりでは決められない己立法者である。乳児、ひどい知恵連れの人、自分にどうな人には人格はあてはまらない。」(p.109)
当然、胎児は人格ではない。新生児、乳児はもちろん、子供は生まれて数年を経ないと人格にはならない。ひどい知恵連れの人やボケ老人は人格ではない。植物状態の人や脳死者は人格ではない。

とすると生後二年の子供を、異常性欲者が殺害したと

②厳密な意味での人格は、道徳的対応能力をもつ者に限られる。

③可能的にのみ「厳密な意味での人格」である乳児・幼児は、だからといって人格としての権利を有するわけではない。(可能性と現実的権利の関係は「十二歳のジミーは可能なカーチャー大統領であつても三軍の統帥権はもたない」という言葉で表現される)

④乳児や一部の老人には、恩恵の原理にもとづいて「社会的な意味での人格」がみとめられるが、彼は権利を有しても義務の負担から免れている。

⑤人格の範囲の決定要因には、功利的観点も含まれる。(重度の障害をもつた新生児の場合に、手術や養育の費用が非常に高額になり、家族に重い負担がかかるといふことも、人格の範囲の決定要因となる)

人工妊娠中絶、安樂死、臓器摘出、代理母、あらゆる臓器の利用、実験対象としての利用というような操作が問題になれば、決定の主体と対象に関して「人格であるか、否か」という基準に照らして判断が分かれる場合が多い。しかし、それらの措置の対象となりやすい胎児、

乳児、ある種の老人が原理的には生存権をもたない存在であるとすれば、それらの反ヴァイタリズム的な措置は原理的には既に正当化されていることになる。

三、生存権の範囲決定という問題の構造的アボリア

人格の範囲を拡張することが、近代文化の歩みであつたともいえる。バイオエシックスの領域で、人格の定義上の範囲を縮小するという方向が出てきたことには、歴史における文化の基本的な動向として無視できないものがある。

「新しい奴隸制」、「現代版の優生思想」というようなカゲ口がバイオエシックスに向けられている。従来の概念では平等の人格に含まれるものの中に、人格に含まれないものが出でたからである。

しかし、定義上の人格の範囲を縮小することは、現実に人格としての保護をうける者の範囲を縮小することになるとは限らない。歴史的な流れとしては、人格の範囲が拡張しているとも言える。たとえば、五〇〇グラムで生ま

れた技術は自然選択を抑制する。あらたな生の形態があらたな道徳的選択を生み出したのである。
したがつて「科学が発達すると、生存権の範囲が縮小する。ゆえに科学は人間の生命に敵対する段階に立ち至つた」などという命題を、まことに主張するのは根本的な誤りである。従来の技術では定義を必要とするまでもなく、死すべき運命にゆだねられていた生命について、定義の必要が生じている。

生存権の適用範囲と言うような倫理的システムのもつとも基礎的な概念が、再定義を要求するという事態をどう考へるかという問題なのである。たとえば「憲法改正に必要な手続きの変更」という議題が提起されたとする。その議題を審議する手続きは、古い憲法に従つて処理されるだろう。古い憲法の「憲法改正に必要な手続き」に重大な欠陥が発見されたり、もしくは欠陥が発生したりしたとき、「改正手続きの改正」をするだろうが、それは古い憲法の規定に従うことになるだろう。手続きの正しさを守るなら、決定の内容は犠牲にされるかもしれない。この種の問題にはやっかいな構造上の難問がひそ

れた乳児について、われわれは決定をせまられる。安樂死を施すべきか、いなか。われわれは定義上の人格の範囲を縮小するだろう。すなわち「人間としていたん誕生した者はすべて生存権を有する」という定義から、「対応能力を持つ人間として育つべく誕生した者のみが生存権を有する」という定義に転換するとしよう。定義の範囲は縮小するが、現実に生命を得るもののが範囲は必ずしも縮小しない。小児医学、小児看護学の発達が、五〇〇グラムの新生児の生存可能性を生み出した結果として、われわれは歴史的に新たな選択の前に立たされたのである。

医学が切り開いたあらたな生存可能性が、過去においては自然選択(自然淘汰)にゆだねられていた生命を、道徳的な選択の対象に押し上げる。
脳死者の場合も事情は同じである。生命維持装置が発達して、「大脑が機能を停止したにもかかわらず、呼吸と心臓の鼓動が行われている状態」が発生した結果、脳死という概念が生まれたのである。生命維持装置が発達する以前であれば、大脑と肺と心臓の機能はほとんど運動して停止したために、脳死状態は発生していなかつた。

人格の範囲を決定するという問題にも、同様な構造的な難問が含まれる。この種の難問では、決定の手続きが正当であることを保証しても、決定の内容が正当であることはならない。
日本の歴史から例をとる。野党から普通選挙法の制定を強く求められた時、原敬は解散に訴えて世に問うた。普通選挙法の是非を論ずるために制限選挙によつて、国民の意志に詰つたわけである。形式的には正当であるが、もしも制限選挙があまりを生み出すような欠陥をもつた決定方式であるとするとき、形式的に正当な決定は内容的に正当ではないことになる。

南アフリカ連邦共和国で、黒人に選挙権を与えるかどうかを白人だけの選挙で決定するとき、手続き上の正義は内容上の正義にならない。生存権の範囲の決定も、おなじ難問を含む。「対応能力」という概念には、判断したり、定義を下したり、規則を決定する能力という意味が含まれる。「対応能力」を持つものの範囲を決定するということは、論理的には、「決定能力についての決定」

という循環が含まれている。個人でも集団でも「決定システムについての決定」が、自律的決定を行う上で避けられない以上、自律的システムには論理的なパラドックスが含まれると言つてもよい。

そこで決定システムそのものに關係する決定には、手続き上の適法性を超える次元について、より高次の、広く普遍的であるとともに、深い内面的な支持を得られるかどうかが問題になる。それは革命的熱狂が生み出す合意であるかもしれない。長い伝統が静かに培ってきた暗黙の合意であるかもしれない。カリスマの言葉からたゞ神託の言葉から生まれる合意かもしれない。

人格の範囲の決定「」などが、現代文化の課題になつているとすれば、われわれは人格概念の伝統をさぐりあてなくてはならない。

四、伝統的人格概念との比較

「人格」という日本語は、英語で言うと「パーソン」や「パーソナリティ」の訳語として用いられている。それゆえ概念的には、西洋文化のなかで育まれたもの

に、靈魂という概念も人格を構成する重要な要因である。たとえば死者に埋葬という儀礼を行うのは、靈魂の存在を認めるからである。この意味では、人格の概念には「靈魂の不滅」に通ずるものがあり、人格が発生して消滅するという観念は、伝統的靈魂觀とは一致しない。すなわち受精とともに発生した個体的生命が成長して、ある時点から人格になるという観念は、近代科学の提供するデータと靈魂觀念のあいの子であって、伝統そのものではないといつてよからう。胎児にあるときから「靈がやどる」というような観念は、たとえばトマス・アクィナスなどにみられるものの、これは知的な説明の水準にあるもので、文化の根底にあるものではない。

靈は道徳的判断能力とも違うようである。私の父がボケ老人になつたとしたら、父の人格が消滅したとか、転換したとか思うことはない。「父」という同一の人格が、対応能力を失うと私は考える。対応能力の有無は父の同一性を否定しない。人格の同一性は、そこに付されるどのような述語・カテゴリーをも超越している。「父がまったく別人に変わってしまった」という判断の象徴的な、

であろう。そこで「人格」はキリスト教の三位一体の教義の「ペルソナ」に由来すると考へるひともある。しかし、三位一体というの、ユダヤ教にはないキリスト教に固有の教義であつて、しかもキリスト教世界に統一解釈が不在であるという特殊な概念である。

いまわれわれが問題にしている人格概念が、キリスト教文化に固有のものであるとみなすことはできない。むしろ「一人前の存在を認められている者」、「共同体の正式の成員」というような原始共同体文化のなかに広く存在した概念ではないかと思う。「イニシエーションによって加入を認められた者」というのが最古の人格概念であろう。

西洋では、ギリシャ文化のなかの「自由人」と「奴隸」の区別が人格と非人格に対応する。「すべての人間は理性をそなえた自由人である」という啓蒙主義的な主張を説得するのに、「神の前の平等」というキリスト教思想が一時的に動員されたことはあっても、人格概念そのものは、もつとひろい文化的な広がりをもつていて。

エンゲルハートが人格の自己意識性を強調したよう

一種の誇張表現として「父が父ではなくなつてしまつた」ということはある。しかし、その「まるで同一性が無くなつたかのようだ」という表現が、逆説的な響きをもつるのは同一性の中斷はありえないという形而上学的前提が人格の日常感覚のなかにはたらいているからである。

私が友人の葬儀に列席する。私はただ列席するだけで弔辞を読み上げたりはしない。別の第二の友人がいて弔辞を読む。「君がこんなに早く行つてしまつとは僕は夢にも思わなかつた」という言葉を聞いてなにかこそばゆい思いがすることははあるが、「もはや人格でないかつての友人の身体の処理に立ち会つてはいる」とは思わない。私だって「彼」という人格の葬儀に参加しているのだ。つまり死んだ友人に「君は」と二人称で呼びかけることが私に出来なかつたとしても、「彼」という三人称の水準では、死後にも彼は人格なのだ。

人工妊娠中絶をする女性が、胎児の段階にある子どもにたいして「ごめんなさい」と思うのは、一見不合理であるが実は不合理ではない。将来成人した時点での人格に向かつて「ごめんなさい」と思うことは、人格の存在

が本質的に時間的であるとすれば不合理であるが、人格が本質的に時間を超越するものであるとすれば、不合理ではない。

そこでバイオエシックスにおける人格概念と人格の伝統的概念との対比点を挙げてみることにする。

先ず、エンゲルハートは「対応能力を現実にそなえている者」を「厳密な意味での人格」と定義した。これはいわば「人格である人格」といえる。これに対して「社会的な意味での人格」は「人格とみなされた人格」である。エンゲルハートにとって前者は本質的であり、後者は派生的である。しかし、伝統的な人格概念では「みなされた人格」（永遠の人格）の方が本質的で、その人格がこの世に存在した期間は偶然的な性格を持つのである。

第二に、エンゲルハートの「対応能力の存在」という概念には、可能的・潜在的というあり方が否定されている。「可能的カーテー大統領は統帥権をもたない」以上、人格概念は「能力の現存」という時間性で規定されることがある。人格は「現在」にある。したがって人格は生成・消滅する。これにたいして人格の伝統的観念は人格

であるが、伝統的人格概念との断絶をかかえこんでいるという点に深い危惧の念を抱かざるをえない。

制度としての決定システムは、制度以前の暗黙の合意の上になりたつ。決定の条件となるものの全てを決定の対象とするならば決定システムそのものが論理的なパラドックスに陥ってしまう。倫理はしたがって現実的には暗黙の同意ではあるが実効性のあるものに依存せざるをえない。かつては人格の範囲、生存権の受益者とはそのような暗黙にして自明の前提を形作っていたのである。いまやその前提もまた決定システムのなかで決定されるという運命に陥ったかのごとくである。

五、人格概念の再検討

現代バイオエシックスの人格概念をさらに深くほりさげて、その前提となっているものに考察の目を向けなければならぬ。問題は次の三点にある。

第一、生存権の範囲が対応能力によって規定されると。

第二、決定の循環を引き起こしていること。

を通時的概念として捉える。生まれるまえの胎児の人格、死後の友人の人格は、現在という時間を超越している。

第三に、エンゲルハートの人格は「対応能力を持つことで存在可能な主体」である。つまり「対応能力」が「主体の存在を与える」のであって、同一主体が対応能力を持つたり失つたりするのではない。つまりエンゲルハートでは対応能力の存在が同一性に先行する。しかし伝統的な人格概念では、同一性は能力の生成・消滅を超えている。

人格という言葉のもとに現代バイオエシックスが持ち込んだ概念内容は、伝統的な人格概念と内部で断絶しているのではないかと思われる。私は、それが絶対に許されないことだとは思わない。古い概念の皮袋にいつのまにか、新しい合意が盛り込まれるということを一般的に否定することはできない。しかし、人格の範囲の決定という問題は、選挙権を持つものの範囲の決定と論理的に等構造ではあるが、もつとも根底的な決定能力に関係している。これ以上下位の水準がない。したがって手続き的正当性をこえる安定した実質的な同意を必要とするの

第三、決定根拠の功利性を導入していること。

第一の問題点をさらに一般化すると、権利を能力によつて規定するという観念は権利概念の本質に反するのである。たとえば所有権を占有能力によって規定したとしている。私の林檎の木の果実を私が物理的に占有する能力を失つたとたんに、私が所有権をも失うとすれば、所有権とは物理力で防衛することの出来る範囲の物の占有を意味する。これはもはや権利以前の自然状態である。所有権が権利として意味をもつのは、たとえ私に占有的物理的な能力が欠如していても、私の占有が保証されるという点にある。

決定や意志表明が現実的に可能であるものと、生存権を有するものとを重ね合わせてしまうならば、生存権は生存権を行使する能力のあるものにのみ認められるという権利以前の状態に帰してしまう。敢えていえば対応能力を失つたにもかかわらず生存が保証されるからこそ、生存の権利といふことができる。権利とは個人に獲得能力が欠如している場合にも獲得を公共的に保証するシステムである。私に言論の自由という権利があるというこ

とは、私が自由な言論を表現する能力を失つても、それを公共機関が保証するということを意味する。

対応能力がある者が決定する以外に仕がないといふ事実上の制約は、生存権をその範囲に合わせることを意味しない。生存権はつねにそれ行使する能力よりも拡張的に決定されねばならない。

第一の問題点として循環の回避がある。選挙権から黒人を除外することを白人の投票によって決定してはならない。しかし生存権・決定権の範囲から誰かを除外する決定は生存権・決定権を持つものが決定するだろう。これは避けられない。ところがこの同じやり方で生存権の範囲を幾らでも恣意的に縮小することができる。現在の世代は未来の世代の生命の犠牲のうえに生きることができる。この問題の最終的な救いは、現在の世代が未来の世代の生命の質を保証する責任を背負うということに帰着する。すなわち決定の共時性という近代的決定システムの限界を未来世代の利益を守るという方向に、いわば前倒ししなければならない。

第三の決定の功利性。これは功利性の成り立つ範囲を

た。功利主義は「一人の個人を一人として数える」ことになりたつのであって、「一人の個人をゼロと数えること」を禁じている。もともと功利主義は死刑廃止論と結び付いて生まれたもので、生存権の範囲の制限という思想は功利主義にはないまない。

六、あとがき

わたしはこれで問題の解決がついたとは思わない。生存権の範囲という問題は、単にバイオエシックスの基礎にある問題ではない。倫理性そのものの根本にかかる問題である。バイオエシックスを「応用倫理学」と規定するひとも多いが、現代という時代は、応用領域の方が根本的な問題を提起している時代なのである。しかし、ひとびとは応用という言葉を耳にすると、どこかに立派な原理論が書かれているかのよう錯覚を起こすが、原論はまだだれも知らないのである。そういう問い合わせが続出するという事態に人類の文化そのものが入り込んでしまつた。

生存権の範囲という問題は、今後ますます深刻さを増

狭く限定すれば、エゴイスティックな動機の殺人を正当化することになる。しかも、もっとも重要なことは功利性という概念と人格の概念とは関係がないということである。重度の障害児の治療を停止するとき、治療を停止するほどひどいから人格を認めないという論理はなりたくない。人格の範囲の決定そのものは功利性から独立に下されなければならない。

対応能力を獲得ないし回復する可能性があれば、高額であるからという理由で治療を拒否することは出来ない。重度の障害児の場合、人格としての成長の可能性が判断の根拠になるべきであって、治療費の問題は人格か否か判断の基準にはならない。つまり治療費が高額であるがゆえに人格性が認められなくなるというのは不合理である。

伝統的な功利性の概念は、人格の範囲は功利性によって決定できないという前提でなりたつていて。人格の範囲そのものは神さまが決定するのである。最大多数の大幸福という概念は、算定の基準になる「平等な国民」から誰も除外されはならないという要求を含んでい

すだろう。全体として人類は、人口過剰になつてゐる。資源の枯渇と環境の不可逆的な悪化という事態も、人口の増大という条件のもとでは解決がつかない問題である。われわれは生存の制限という大きな問題に人類規模で直面している。

フランス革命のような熱狂も、華麗な転換も見えないが、現代は倫理性の歴史からいと、人類史最大の転換点であろう。

(かとう ひさたけ・千葉大学教授)